

令和元年度 第1回京都市公共事業評価委員会 議事概要

第1回委員会では、令和元年度フォローアップ対象事業の進捗状況等の報告及び令和元年度再評価対象事業の事業概要等の説明を行った。

1 日 時 令和元年7月30日（火） 午後2時00分～4時15分

2 場 所 京都経済センター6階「6-B」会議室

3 出席者

（1）委 員

戸田委員長、廻副委員長、石原委員、内藤委員、中川委員、廣岡委員、舞谷委員、山口委員、結城委員

（2）市職員

建設局長、建設局土木技術・防災減災担当局長、建設企画部長、建設企画部技術企画担当部長、土木管理部河川防災担当部長、道路建設部長、道路建設部事業促進担当部長、都市整備部長、都市計画局住宅室すまいまちづくり課まちづくり推進担当課長、すまいまちづくり課事業第二担当課長、他関係職員

4 内容

委員会における質疑内容は、以下のとおり。

（1）フォローアップ対象事業の進捗状況等の報告

・街路事業 伏見向日町線

委 員： 前回の再評価時には、人口減少等がある中で、よりよい住環境を形成しブランドのある地域にするという話だったと思う。最終的に緑化もして、きちんと整備されたことは、町を住民にとって誇りに思えるものになっていると思う。

私たちとしては評価時点で話をしたことが、実現されておりうれしく思う。

委 員： 街中で自転車政策が強調されて展開されていると思うが、街路事業において、この路線に限らないが、自転車の通行に関してどのように考えているのか。

あと感想で、サルスベリを植えているのは大変特徴的で良いと思う。

京都市： 自転車の走行環境について、京都市内では推進的に自転車の走行環境整備を進めている。目標が百数十キロで、エリアを決めて整備を進めている。京都市の周辺部を街中では整備に差があるが、しっかり整備をして、自動車、自転車、歩行者が役割に基づいたところを利用するという考え方で整備している。

京都市： 自転車の矢羽根による走行レーン標示については、ネットワークで整備を広げていくことが重要であり、市内に重点整備地区を設けて整備している。洛西ニュータウン周辺部については未だネットワークが繋がっていない。また、伏見向日町線は現在4車線の内2車線を暫定供用しているため、自転車走行レーンの整備まで踏み込めていない。将来的には、自転車道のネットワークの広がりとともに検討していく必要がある。

・街路事業 鴨川東岸線（第二工区）

委員： 用地買収は全てクリアされているのか。

京都市： 未買収物件が 0.1 平米残っている。わずかな区間であるため、工事に大きな支障はない。

・河川事業 西野山川

委員： NTT の埋設物等があることはわかっていなかったのか。他の案件でもよく起こるのか。

京都市： NTT の光ファイバーを移設することはわかっていたが、大規模に迂回することまでは想定していなかった。

この地域については、NTT の回線がこの狭い道路のみにしかなく、他にネットワークが形成されていなかった。少しレアなケースである。

委員： 河川は流量が増していない時は自然の一部として、私たちの住環境にとって必要であるが、家の近くの川が思っている以上に深いことは危険なであるため、安全対策をしてほしい。

京都市： 平常時の川は景観の一部となり、憩いのある場でもあるが、豪雨となると危険なものになると我々も認識している。安全対策については、各河川の事情にあった対策を進めていく。西野山川に対しては周辺の一部が農業で使われているという事情を含めて、どのような対策が有効か検討していく。

・住宅市街地総合整備事業 東九条地区

委員： 事業計画の変更とあるが、実施内容が変わったのか。

京都市： 変わったわけではない。

当初、国の補助金の制約上、公園整備を 7 箇所行う予定だったが、補助金を 3 箇所に集約をさせて、それ以外の土地は補助金の制約を受けない土地とするように国と協議をした。

具体的には、J と F の 2 つについて、緑地にすることを集約して、京都市で公園を整備する予定になっている。

委員： 当初予定の事業が変わるのではなく、事業の位置づけに変更があったことが理解できた。フォローアップ対象事業に選ばれた事業がどうして選ばれたのか、最初に説明があるとわかりやすい。また、事業計画の変更に関してはどういうところが変わったかをあげてもらおうほうがよりわかりやすいと感じた。

委員： 計画から省いた地域について有効活用を検討とのことだが、例えば民間に売る等何か考えているのか。

京都市： 対象地区は、東南部エリアの「文化芸術」と「若者」を基軸とした新たなまちづくり推進事業、という活性化方針が別にあり、この方針に則って総合企画局で民間事業者の募集をしている。

・住宅地区改良事業 三条鴨東地区

委員： 未買収は不良住宅が1軒，それ以外にまだ未買収物件があるということか。事業が遅れているのは未買収があるからなのか。

京都市： 不良住宅と中心部分に未買収の物件が1つある。

青色の部分の三条通側に不良住宅が1つあり，青色の中心部分に未買収物件が1つ残っている。

残る未買収物件について，三条通川の不良住宅は，買収額を算定するための物件調査が終了しており，買収に向けた交渉を進めている。中心部分の建物は，物件調査の承諾を得て物件調査をして，買収額を提示し補償していくよう，交渉を進めている。

・土地区画整理事業 上鳥羽南部地区

委員： 換地計画は京都市が作るのか，それとも地権者同士が相談して作るのか。

京都市： 京都市が施行している区画整理事業であるため，京都市が作成する。

委員： 作成した換地計画に対して，どのように評価されるのか，また換地計画は時間を要するのか。

京都市： 換地計画を作成した後に，換地計画の縦覧として皆様に見ていただく期間を2週間取り，さらに意見書を提出することができる制度となっている。

過去の換地計画の事例では，意見書が出されることがあった。意見書が出された場合，土地所有者からなる土地区画審議会で審議を行う。

換地計画の策定の前に，仮換地指定という行為があり，仮換地指定を経ての換地計画の作成縦覧になる。意見書は出されるが，決められたスケジュールでおおよそ進んでいくことが多い。

(2) 再評価対象事業の事業概要等の説明

・街路事業 深草大津線

委員： なかなか事業が終わることの無い公共事業のプロジェクトの中であとわずかで終わるとするのは，良いことだと思う。この先難航するということは，ないと思うが，後は肅々と頑張って進めてもらいたい。

京都市： 完成目指して頑張って行きたい。

・道路事業 一般国道477号（大布施拡幅）

委員： 事業として必要な理由が様々あるが，お金がつかないため来年度までストップしている。この事業をどのように位置づけるか，次回の議会での議論になる。

委員： 事業そのものは，地域の安全が高まるなど，やるべきだと個人的には思うが，調書には重要な道路であると説明があるにも関わらず，平成29年3月の「道路

整備事業の進め方」で見送られている。なぜ、今このタイミングでの議論になるのか。平成 29 年以降社会情勢としてはほとんど変化していないので、そのあたりの補足等をお伺いしたい。

京都市： この委員会で大布施拡幅事業を挙げている一番の理由は、再評価対象事業対象時期に来ていること。そして、次の第 2 回委員会で再評価の審議をしていただくにあたり、この事業に対する本市の考え方を示すことが必要である。

事業の必要性はあるにも関わらず、東日本大震災以降の防災減災に重点を置いたインフラ整備の個所との兼ね合いで、どうしても事業実施を見送らなければならなかった背景がある中で、道路整備事業の次の見直しで、真剣に考えていかなければならない、という状況を踏まえて、委員皆様方の意見を頂戴したいと考えている。

委 員： どのようにこの事業の必要性を評価するのか。財政にまつわる様々な大きな制約はあるが、一方で、お金があるから進めるという問題でもないと思う。財政面以外でどのようにこの事業を位置づけるかを議論したい。本日は説明を受けて皆さんの意見を頂戴し、次回審議して結論を出そうと思う。

現地には是非行ってみたいが、非常に遠いため行くのは厳しい。代わりに、写真やビデオ等々で状況を説明してもらおう機会を得ながら、次の審議に移りたい。

・ 道路事業 一般国道 162 号（川東拡幅）

委 員： 川東拡幅事業も人命という意味で重要な事業であるため、個人的には進めてもらいたい。

調書を市民が見たときに、重要な道路であっても見送られることがあると、必要な事業がたくさんある中で、何でこの事業をするのかというような質問はないのか。

京都市： 事業を進めることに対しては、緊急輸送道路でもあり、防災対策が必要な箇所を含んでいることで、市民の理解は得られていると考えている。逆に事業を休止する時に、重要な路線であるのにも関わらず、なぜ休止しなければならないのかを丁寧に説明しないと理解を得られない。

一般国道 477 号と同様の状況に加え、当該路線は緊急輸送道路でもあるが、交通量だけの問題でなく道路の需要の程度と危険度の度合いも含めて検討する必要があると考える。

委 員： 防災点検要対策箇所が平成 24 年に定められており、昨今の異常気象を考えると、基準を見直す動きはあるのか。最近の異常気象に対しての状況を教えて欲しい。

京都市： 防災点検要対策箇所について、平成 24 年にチェックして市内では残り 400 箇所程度残っている。これらの法面に対策計画を立てて、第一次緊急輸送道路である一般国道 162 号を最優先で対策を進めている。川東工区が整備されれば要対策箇所が 6 箇所クリアされる。

雨量規制について、京都市内では今までに 2 箇所、山中越えと一般国道 367

号で雨量規制があった区間を見直している。雨量規制が完全に解除された区間と、北区の滋賀県境で対策を行った区間の雨量規制の見直しを考えている。法面对策を進めて、対策に応じて雨量規制の考え方を換えられるようになってきた。

・河川事業 新川

委員長： 改修前後の写真について、改修後の写真では河川の上をコンクリートで固めているのか。

京都市： 改修後の写真は、川底を上流側の川底に合わせて改修している。また、川底は一部桂高校から未改修区間があり、川底は暫定的に仕上げている。

上流部であるため少し浅めになっているが、最終的には、写真の高さで整備を完了させていく。

委員： 用水路について、最近事故が多いと聞いているため、河川の整備とあわせて、きちんと柵を設けて、環境、安全の配慮をしてほしい。

京都市： 新川においては、柵を一旦撤去し、高校側とも話をして、安全対策を連携して進めていき、転落の防止対策を取っていく。

